

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格（改正）

改正の概要

ノウフク加工食品における改正点

（１）使用可能な原材料の拡大

ノウフク加工食品の要件として、
ノウフク生鮮食品だけでなく、ノウフク加工食品を原材料とすることを可能とする。



製造業者の原材料選定の幅が広がり、調達が容易（数量・入手時期の安定、保存期間の拡張）となることで、ノウフク加工食品の市場拡大の後押しを企図。

（２）表示のルールを整理

「ノウフク」という概念が広がりを見せてきていることから、特色のある原材料等の表示（食品表示基準）に該当する状況になっているため、JASの表示ルールを一部改正。



二重の表示ルールを避けつつ、事務的負担軽減等の利便性向上を企図。

■ 表示事項の変更（c),d)を削除）

- a) “ノウフク”という用語
- b) ノウフクの説明
- c) ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨
- d) ノウフク生鮮食品及びノウフク生鮮食品と同一の種類の原材料を合わせたものの重量に占めるノウフク生鮮食品の重量の割合

食品表示基準に
基づき表示

《表示例》



名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖
内容量	300g
賞味期限	・・・
保存方法	・・・
製造者	〇〇株式会社 東京都・・・

農福連携
ノウフクいちご
使用

ノウフクとは、障害者が
農林水産業における
生産行程に携わる取
組みのことです。

※改正後も、現行JASによる表示内容と同様の内容で表示可能
（現行で使用している包材の変更は不要）